名寄市競争入札心得

平成１８年３月２７日制定

平成２５年８月１日一部改正

平成３０年１２月１日一部改正

令和２年１月１４日一部改正

令和２年４月１７日一部改正

（総則）

第１条　名寄市が発注する工事の請負等、物品の購入及び委託業務等の発注に当たっては、別に定めのあるものの他、この心得の定めるところによるものとします。

（入札保証金等）

第２条　入札参加者（入札保証金の免除をされている者を除く。）は、入札執行前に見積金額（消費税相当額分を含んだ額）の１００分の５以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

２　前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して７日以上のものでなければなりません。

３　入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

（入札）

第３条　入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

２　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができません。

３　入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第６条　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（１）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

（２）入札書の記載金額を加除訂正した入札

（３）入札書の記名押印がない入札

（４）所定の入札保証金の納付またはそれに代える担保の提供をしない者のした入札

（５）一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

（６）代理人が２人以上の者の代理をしていた入札

（７）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

（８）無権代理人がした入札

（９）入札に関し不正の行為があった者のした入札

（10）予定価格が事前に公表されている入札における予定価格を超える金額での入札

（11）積算内訳書未提出の入札

（12）その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第８条　開札は、公示又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

（再度入札等）

第９条　開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札をおこないます。ただし、物品購入及び委託業務等において2度目も落札に至らない場合、３度目まで入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

２　予定価格を事前公表している場合に、落札に至らなかったときは、再度入札は行いません。

３　第１項の規定にかかわらず、郵送による入札を含む開札の結果、落札に至らない場合は、再度入札の回数は１回とする。また、再度入札の日は電話等による通知をした翌日から概ね５日以内とする。

（落札者の決定）

第１０条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とします。

２　落札者となるべき価格で入札した者が２人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

　　この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者としない場合）

第１１条　開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

（１）当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

（２）その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるとき。

２　前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

（入札保証金等の返還）

第１２条　落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対して契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

２　再度入札の結果、落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（積算内訳書の提出）

第１３条　入札参加者は、その対象となる工事、業務および物品等の積算内訳について、詳細に記載した内訳書を作成し、代表者印を押印の上、入札時に提出すること。

（契約の締結）

第１４条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、市長の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から７日以内に市長に提出しなければなりません。

（入札保証金等の帰属）

第１５条　落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。

２　落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積金額（消費税相当額を含んだ額）の１００分の５に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

（工事の請負等の契約保証金等）

第１６条　工事の請負等の契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者は除く。）は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、公共工事履行保証証券又は市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

２　前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

３　契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

（入札保証金等の充当）

第１７条　落札者は、当該入札に係る入札保証金又はこれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（入札の取りやめ等）

第１８条　市長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第１９条　入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

２　入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てくだい。さらに、予定価格を事前公表している入札において、入札参加者が積算を行った結果、事前に示した予定価格を超える場合は、辞退してください。

（１）入札執行前にあっては、その旨を文書等により入札を執行するものに連絡すること。

（２）入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行するものに連絡すること。

３　前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名などにおいて不利益な取り扱いを行うことはありません。

４　入札執行中に辞退した者は、直ちに退席すること。

（入札に申し出なく欠席したとき）

第２０条　入札参加者として指名された者で入札の執行開始までに、申し出ることなく欠席した場合は、別に定める規定により指名停止となる場合もあります。ただし、天災等の不可抗力による場合を除くものとする。